第４回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議の概要

日時：令和６年８月２２日（木曜日）午前１０時００分から午前１１時３０分まで

場所：大阪府庁本館５階 議会特別会議室（大）

■会議の公開について

（事務局）

　本日の会議については、前回会議で委員の皆様にご承認いただいた通り、関係事業者のデータを多く扱う予定で、宿泊事業者にとって重大な事項であり、事業者の競争上の地位が正当な利益を害する可能性があることから、非公開にて開催させていただく。

■宿泊税に係る制度の在り方等に関する調査審議

（福島会長）

本日は、前回の会議で、私から事務局へ整理をお願いしていた、「宿泊税制度の見直し案」と「答申案」について、議論したいと思います。

前回の会議で、今後の行政需要の事業規模である８０億円程度の税収を確保していくため、免税点は５千円に引き下げ、税率が著しく過重とならないよう、他の自治体と同程度にすべき、との意見が出ました。それらを踏まえ、事務局で整理いただきましたので、まずは本日の資料について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

　事務局より、資料１～３について説明。

（福島会長）

これまでの検討会議での委員の方々の議論をきちっと書き込んでいただいておりますし、関連業界団体の皆様や現場でご苦労いただいておられる特別徴収義務者の皆様方のご意見等々、きちんと書いていただいたように思います。まずは、今回の資料1「宿泊税制度の見直し案」の案１と案２、それから第一次答申で書き込んでいただいております、これらのことについてご意見ご質問等々も含めて、これから議論を進めていきたいと思います。

（山口委員）

大きく2点の意見を示したい。まず資料１の案1と案2については、現時点において私は案１を支持していること、その上で、答申は概ね原文通りで良いと捉えている、ということである。

１点目、資料１の案１・案２については事務局からの説明の通り、複雑にしない方が良いという点に賛成だ。その他の点として、担税力の観点からの説明も重要であり、実際に私はこれまでの検討会議では高額での宿泊者に対して新たな税率や税額の設定をして、応分の負担をという主張をしてきた。ただし、前回、第３回の会議でのヒアリングを踏まえれば、現時点では徴収額の階段が増えること、つまり税率も上がり、宿泊料金の区分も増えることへの見え方として「複雑」という印象が抱かれてくるかと思われる。

そこで案１か案２かの選択では、制度設計全般としてのシンプルさ、明快でかつ合理的な説明という観点から判断をした。その結果として、現時点では案１が妥当と見立てた。

次に、具体的に答申の内容で「概ね」と含み置きした点について説明したい。まず気がかりなのは、教育旅行の定義が明確かどうかである。既に安易な拡張はできないことは、第3回会議でのヒアリングを経て確認している。今回、資料２の13ページで「修学旅行生等の課税免除に対する検討」という項目が立てられているが、教育旅行と修学旅行との言葉の使い分けが果たして共通認識のもとで取り扱われているか、ささやかな懸念がある。これまでの会議で発言してきたとおり、教育旅行の支援をしている他府県もある。一方で今回は学校行事での旅行として主に修学旅行が議論の焦点となってきた。今後、取扱いの規則は別途定めることになるのかもしれないが、現場での個別判断ができるだけ避けられる方がいいという観点から、「等（など）」と表記されることで、現場の取扱いが混乱しないような制度として運用される必要がある。

教育旅行についての認識の部分に加えて、これまでの会議で私は効果検証に関わる事業評価に関する点での発言も重ねてきた。そこで、資料２の15ページ、下から4行目、最終パラグラフから二つ目のところで「その検証にあたっては可能な限り経年変化を定量的に分析するなどの手法も検討されたい」とあるが、答申としてこの書き方でいいのかどうか、皆さんの見解を確認させていただきたい。なぜなら、ある程度、結果に対する評価だけではなく効果を検証できる前提を整える必要があるという意見が出ていたと理解している。したがって、この「定量的に分析するなどの手法を検討されたい」という表現でよいのか、私はこれでも差し支えはないと捉えているものの、皆さんの見解を確認したい。

（藤田委員）

これまでの会議の中で申し上げた意見を盛り込んでいただいておりまして、こちらの内容で概ね賛同させていただきたいと思います。

概ねと申しますのが、資料２の15ページの「おわりに」のところですけれども、既に書いていただいております、今回大幅な制度改正になりますので、特別徴収義務者になる方が約1,000件から約4,000件に増えるというところを、円滑な制度導入の上で少し懸念をしている。既に書いていただいております、丁寧な説明それから十分な周知期間を設けること、負担軽減策もということなので、ここのところをどうぞよろしくお願いしますという、改めてのお願いでございます。

システム改修補助と書いているのですが、前回の業界団体からのヒアリングのところで、小規模事業者の方は、今も手計算している人もいるというようなお話もありましたので、システム改修だけではなくて、そもそもの導入支援も必要かなと思っておりますので、幅広く読めるような支援策をご準備いただけるとありがたいなと思っております。

外国人徴収金については、秋以降改めて議論ということでこちらの一次答申にも書いていただいているので、今日は少し先取りした意見になるかもしれないですが、少し申し上げますと、先般、小売・飲食事業者さんなどの意見をまとめて大阪商工会議所から申し上げたが、宿泊事業者の方にも「外国人が増えたことによって今現場でどんな問題が起きているのか」といったことに関してお話をお伺いする機会がございまして、そうするとやっぱり滞在中に体調が悪くなるとか怪我をするような方がいらっしゃって、そうすると日本は救急車が無料で呼べるという情報が出回っているようでございまして、見るからに「それ絆創膏で済みますよね」みたいなことでも、救急車呼んでくれと言われるとホテルのホテルパーソンとしては対応せざるを得ないと。それは府民市民の税金によって運営されている救急車が無料で外国人旅行者に使われている、もしかしたら顕在化はしてないですけれども、どこかで本当に救急車を必要としている方の手当が遅れてしまうということが発生しているかもしれないという情報を宿泊事業者の方からお聞きした。業界団体のお三方には、宿泊税についてお話を伺うのがメインで、宿泊施設の現場で何か不都合が起きているかまでお聞きできていない。秋以降、外国人が増えたことによる固有の問題と対応策について議論をしていけたらなと。それが今回の一次答申に直接関わるのか一言書き込むのかはご判断おまかせさせていただくが、問題意識をお伝えさせていただきたい。

（中野委員）

一次答申を見させていただきまして、本当にこれまでの会議のいろいろ話し合ったことや、先日事業者の方からいただいたご意見もしっかりと反映されていまして、ありがたいなと思います。

税制度の見直し案（資料１）について、私も案1で賛成です。

ただ個人的なことを言いますと、当初宿泊税制度ができた平成27年と比べると、間違いなく宿泊単価は飛躍的に上がっていると思いますので、この区分が今はこれでいいと思うんですけど、将来的にそれが5年後なのかわからないが、見直すべき時期がいずれ来ると思います。そういう意味でもこの5万円以上が1,000円というのは、個人的には本当は入れたらいいなって思うんですけど、いろんな批判が出てくるんだろうなというのも理解できますので、今の時点では案1で良いのではないかなと思うのですが、将来的にここの区分を見直すところも含めて検討といいますか、その余地を残していただければなと思います。

あと答申の中でも、我々の旅行業界の方で検討要望しております、修学旅行の課税免除制度をしっかりと謳っていただきありがとうございました。

将来大阪に来られるファンの方を作るためにも、ぜひ修学旅行というものを積極的に、今まで積極的ではなかったという言い方は少し失礼かもしれませんけど、中でも京都・奈良と比べると少し温度差があったと思います。せっかく京都や奈良が近くにあるので、大阪もしっかりそこに手を挙げるべきだろうなと思います。修学旅行に限るのか、クラブ活動の遠征などは対象になるのかという話もあったと思うが、修学旅行というのは全生徒が対象という教育的な旅行の観点から言っても平等性があるが、クラブの遠征や様々なサークルは限られた一部の方とは言わないが、全員が対象とはならないので、そのような観点からも修学旅行だけを対象にするっていうのは私も望ましいのでないかなと思います。

あと、資料２の答申の中で、14ページにも謳っている、一番下のとこですね、パンデミック（＝コロナ）で私どもの旅行業界はこの3・4年間大変な時期だったので、そこのパンデミック（＝コロナ）に限らず、これから起こるであろうと思うので、そのときにここに書かれているように、「安定的に継続して活用する事業を実施できるような仕組みが必要」というのはまさにその通りだなと思います。基金化というお話も以前出たと思うが、そこも含めてこれから課題として検討いただければなと思います。

（田中委員）

答申案について非常にまとまった良いものだなというように私は思っています。

その上で、特にこの点を改めるべきとかそういうものとは全く関係なく、感想めいたものとして3点申し上げます。

一点目は宿泊税制度の見直し案について、既に他の委員方がおっしゃるように、案1で良いと思っています。やはりいろんな制度改正というのは急激に改正する場合には、よっぽど改正すべきその改正を支える声があればともかく、現時点ではそれほどではないようにも思う。その上で大阪の宿泊施設が、例えばラグジュアリーな施設が急速に増えて、2万円以上500円でいいのかみたいな声が出てくればその段階で考えればいいというふうに私は思っている。そのような点で高額宿泊料金に対する対応というのは、この次の課題として残せばいいというように思っています。

二点目に関しては、資料２の9ページから10ページに書いていますが、宿泊税の使い道について一定の範囲であればハード部分にも使えるように考えるのは、今回の答申の一つの考えとして注目すべきだろうと思う。そういう点では10ページに書いているように、それが観光に資するものであるというような、ある種の縛りを持った上で一定の合理的な範囲でハードの部分にも使えるという、それは別の言い方をすると、使い道として、例えば単発的なイベントをということのみでは十分なものではなく、もう少し長期的な観点からすると、今回の使い道に関する従来とは違う使い方の提案は意味があるものだと思います。

三点目に関しては、資料２の12ページに書いているように、免税点について税の議論のみからすると、本当に免税点が論理必然的に必要かというとそうではないだろうと思っている。それは、いわゆる消費能力に対して課税をするということですから、それなりの消費能力があれば支払ってもらえるっていうのが本来の姿とは思う。しかし、理論的にそうだからといって、現実を無視するというか、現実ともやはり調整が必要になってくる。そういう点で資料２の12ページの下から１０行目ぐらいに書いているように、大阪の一つの特性として、大阪府が免税点をこれまで設けてきたという歴史それはそれで重要だろうと思う。そのような必要性が全くなくなれば、当然免税点についても基本的には必要ないという議論になりうるんでしょうが、その状況は変わっていないということと、様々な調査の上で簡易宿所の平均宿泊単価が4,200円ということを考慮するとやはり5,000円という金額設定というのは合理的だろうというふうに思います。

答申としては本当によく書いてらっしゃるので、もし他委員の方が大きな異論がなければ、これでファイナルになるかなという感じで読ませていただきます。

（清水委員）

この答申案について皆さんもおっしゃるように、過去の経緯から他の全て必要なことをここに記していただいているので、十分だと思っております。短時間でここまで仕上げていただいて感謝を申し上げます。

この資料１の案1と案2について、個人的には悩むところですが、基本的には案１がスムーズに進むのではないかと考えます。

ただ、案２のデメリットの説明で、税率区分が現行の3区分から４区分に増加し、納税者・特別徴収義務者にとって複雑な制度になるのではないかという部分について、例えばこれまで税を納める必要のなかった金額設定の宿泊施設であれば、5万円以上の宿泊料金の設定はほぼないと思われるので、レイヤーは３区分で対応できると思います。逆に5万円以上の宿泊料金を設定している事業者は、5,000円という金額設定はありません。そういうことであれば、複雑になるからという理由は成り立たないのではないでしょうか。

それともう一つ、私達は事業者の方からの負担を主に考慮してきましたが、宿泊者（納税する人）の立場から考えれば5,000円の宿泊料金で200円の税金を払うなら、５万円以上で宿泊する方から500円ではなく、1,000円の宿泊税を負担してもらうほうが、税負担の不公平感がカバーされると考えることもできるのではないでしょうか。この考え方は今まであまり議論されてこなかったのではないかと思います。

もうひとつ大切な視点ですが、この答申案の中でも、事業者に事前に告知をすると謳っていますが、宿泊者に対する告知が考えられていないのではと思います。数字を見れば、今まで宿泊税を取られていなかった単価の宿泊施設の利用者が圧倒的に多数いらっしゃいます。今まで支払っていなかったのに、制度変更で宿泊税を負担しなければならないという宿泊者に、税制度が始まりますということを、できるだけ告知をするということがとても重要であると思います。

あと一つ、資料２答申の11ページのところで、一番下の施策の柱を整理していただいて、これに沿って進めたいということですが、この軸の立て方も日々変化する社会状況の中で発展させていかないといけないものであると感じます。その先の発展に関して資料２の15ページのところに、まず5年後とありますが、この柱が宿泊税をいかに活用するかを考えていくという一番の根本になると思いますので、この柱も発展させていかないといけないと思います。これらの柱の発展・変更に伴って、宿泊税の在り方も対応していくという説明もあった方がよいのではと考えます。

先ほど山口委員から効果検証の話がありましたが、5年に1回というよりもう少し短いタームで、データを出して検証していくという機会は持たせた方がよいのではと感じました。

また、山口委員のおっしゃっていた修学旅行の定義については、私も大事だと考えます。学校というのは公立なのか私立なのか、他にも特殊学校などありますが、どのような種類の学校が該当するのか定義の整理をして提示すべきではないかと考えます。

（福島会長）

どのように宿泊税を活用したのか等、活用実績は毎年発表しているのか。

（事務局）

例年、宿泊税をどういったものに充当しているのかということについては、毎年ホームページで公表している。

資料２の答申の最後につけた、別添資料の最後に宿泊税充当事業の表があり、このような形で宿泊税についてはどういったものにいくら充当しているのかというものを毎年更新して公表している。

（片岡委員）

まず答申案を作成いただいて、すごく的確な表記、かつエビデンスもきちんと添えて作成してくださって本当にありがとうございました。他委員の方々の意見も色々と入っており異論は全くない。

2点だけ関連させてお話をさせていただければと思います。

まず、見直し案について私も案１に賛成いたします。ただ私は案２を支持してきたこともあって、その意味で言うと、答申案の17ページのところで、「今後の観光動向を踏まえて検討することが望ましい」というところをちゃんと書いてくださってありがたく思う。ぜひこの件は今後の検討すべき事項として、お願いできればと思います。

もう一点、今後、ＩＲなど様々な施設ができていく中で、富裕層の人々に対応した宿泊施設ができてくるかなとは思っており、今後そのような変化を踏まえ、この案2についての妥当性を検討していく必要がでてくる。その際の、議論の前提としても必要になってくるかと思うが、先ほど清水委員が告知のことをお話されていたかと思うが、今回税額を変更する機会が、周知のすごくいいチャンスだと思っている。先ほど、宿泊者への告知というお話が出たかと思うが、少しそれを広げて、観光客はもちろんであるが、府民へもその宿泊税の存在というか、それをＰＲする機会になるかなというふうに思っています。そうすることで、将来的に、案2についての検討を行う下地にもなるし、あと直接府民にはその宿泊税は関係ないかもしれないが、府外の知人へのアナウンスにもなるし、あるいは観光客が来てくれることで税収がもたらされて、観光地としての整備が進む好循環という側面を広く周知することで、それこそおもてなしの心であるとか、そういったことの醸成にも何か今、関連するのかなとも思う。宿泊税の変更はぜひ広報のいい機会と思うので、答申には書けないですけれども、変更するにあたり大々的に広く告知をしていくのも一つの手段なのかなというふうに思っている。

あと最後にもう一点、課税免除制度に関して私も学校の単位というのが気になっていて、外国人学校とかそういったものも含まれるのかなということをお聞きできればと思っています。

（山口委員）

清水委員にも触れていただいたので、教育旅行についての私の指摘を今一度、本文での具体的な表現を挙げて示させていただくなら、資料２の14ページの上から2行目の「修学旅行（旅行・集団宿泊的行事またはこれに準ずるもの。）」という定義が、13ページで記された「修学旅行生等」の「など」に値することになるため、この表現が現場の混乱を招くことにならないように、という懸念である。おそらく学校単位での行事が「これに準ずる」ということになるが、ここでの学校というのは通常は1条校という学校教育法の第1条に定められた学校が対象とされるだろう。もちろん、その準用にあたって幅広く弾力的にということであればそれは反対するところではないが、とにかく現場の混乱が起きないようにする必要である。そのため、制度の運用に際して基本的な構えと表記を確認しておきたい。

もう一つ、資料２の15ページの経年変化を定量的に分析する手法についても踏み込んだ発言をさせていただくなら、清水委員からは、5年に1回というタイミングではなく、より短い期間のあいだに会議ないし懇談の可能性について示されたものの、会議は会議でコストがかかることになるために躊躇される可能性もあるかもしれない。ただし事業の結果と効果は違うため、毎年の結果はウェブサイトで公表して逐次モニタリングしつつ、審議会の開催時にそれらの結果に対する波及効果を総合的に議論するという具合に、段階を踏まえる方が妥当ではないか。

最後に、片岡委員が触れられた案2にしない理由を今後の検討事項と関連づけて記すことは、府民の皆さんに広くこの税の効果的な利用のアピールにもつながるものと受け止めている。高額宿泊者から、言わば取れるところから取ったら良い、という選択肢も加味するなら、今まで以上に徴収した税金をどう利用するかが問われる。以前から藤田委員から説明のあったゴミ問題への対応などは、今後基金化が実現した際には公募型の事業による対応も期待できるかもしれない。ただ今回はそうした新たな展開までは踏み込んでいないため、当面は直接的な行政の施策によって宿泊税の意義が広く浸透することが求められる。例えば以前、田中委員からは京都市では宿泊税を公衆トイレの充実や市バスの車内案内の多言語化などに充当していると紹介があった。大阪でもそうして多くの府民・市民の皆さんの目に触れ、宿泊税が効果的に利用されているとの理解が促されるように、行政需要が満たされる中でうまくアピールがなされることもまた必要だろう。それは制度の運用というよりは事業の推進上の問題であるため、各事業の担当課の皆さんにこうした議論もあったことを、議事録などを通じて共有いただけることを期待している。

改めて制度運用に関する一番の懸念は修学旅行「等」の部分で現場の混乱が招かれないようにする、ということだ。具体的な表記が資料２の14ページの「旅行・集団宿泊的行事またはこれに準ずるもの」というとき、何をもって準ずるかどうか判断がなされるのかが気になっている。

（田中委員）

実務的に、学校長等の証明が必要だというそういう処理をされるということであれば、特に現場で混乱というほどのことは通常は生じないような気がする。山口委員が心配することは十分わかるが、現実に現場で相当の混乱が生じるかどうかというそれほどの問題ではないような気がするがそのような理解でよろしいか。

（事務局）

田中委員がおっしゃる通り、制度の詳細をご説明できていなかったが、既に先行で京都市も同じような制度を導入しており、京都市と同じように学校長ないしは学校でなく、幼稚園であればその施設の長が、これは修学旅行あるいはそれに準じた行事であるということを証明いただきまして、その証明をホテルのフロントにご提示いただき、課税免除するということになる。

（中野委員）

我々業界の意見としてもややこしくないように、旅行業界では修学旅行と修学旅行外という言い方をしており、あまり修学旅行外を分けてしまうときりがないので、あくまで修学旅行とそれ以外っていうふうに分けていますが、多分混乱はないと思う。学校長からの証明書が出るということであればほとんど問題はないと思う。

（片岡委員）

修学旅行は日本の修学旅行という認識でよいか。外国の学校が今いろいろ日本に来ているがそれは修学旅行として含まれないのか。

（事務局）

今の制度では対象外にしている。

外国人学校は、日本の学校教育の中であくまで専門学校というような位置づけになっており、いわゆるその専門学校とかそういう塾とかと同じような取り扱いになるので、今回のこの制度については対象外という扱いにさせていただいた。海外からの修学旅行は対象外になっている。

（片岡委員）

わかりました。ありがとうございます。

（福島会長）

その理由は何ですか。

（事務局）

やはり海外での修学旅行という概念の定義付けも難しいということもあり、基本的にはまず学習指導要領に定めるいわゆる修学旅行と呼ばれているものでそれに準じているかどうかという判断になる。海外からの修学旅行で来ているということが、なかなか我々も現場も判断できかねるのでそこは対象外にさせていただいた。

（中野委員）

今だんだん変わってきているが、修学旅行とは基本的に日本独特の旅行であって、海外ではほとんどない。ただ日本のこの良さを取り入れようとする台湾や韓国など東アジア中心に一部出ているが、メジャーなものではないと思う。

（藤田委員）

瑣末な話かもしれないが、幼稚園という言葉が出てきたが、認定こども園も同じく、就学前の子供たちというか、対象になるのか。

（事務局）

対象に考えております。

（福島会長）

幼稚園で修学旅行はあるのですか。

（事務局）

我々としては積極的にそこの門戸を閉ざす必要はないのかなと思っている。おっしゃる通り幼稚園も保育園もその教育の場であるということが今幼保一体という考え方のもとで保育園の考え方も幼稚園の考え方もその指導要領に整合性をとりながら行っていくという考え方に立っているため、当然認定こども園、保育園も対象にすべきだという考え。そこで修学旅行というものがあるのかどうかというのはまた別の議論になるかと思う。

（山口委員）

一連の議論でよく理解できた。改めて万博期間中の修学旅行生を対象とした宿泊税の課税免除制度の大阪府のページを見ると、保育所、幼保連携型認定こども園等も対象であることをまず確認できた。また、京都市は宿泊税の手引きがあって、私が懸念をしていた課税免除の対象となる行事が明確になっていて、修学旅行と他学習指導要領における学校行事として認められるもので、林間学校等学校単位で実施されるものが対象で、クラブ活動等については、課税免除の対象ではないとあった。そこで、田中委員のご指摘の通り、学校行事としてされるものが広く一定対象になってくるのだろうと受け止めた。それは実務上の話なのでここでは立ち入らないが、個別のグループ旅行は入らない学校行事であると理解した。先ほどの説明をもとにすればが今回の答申の内容を紐解くことができ、資料２の13ページから14ページに当たる部分の懸念は払拭できた。

（藤田委員）

安心・安全の確保について、来年の万博は、ちょうど台風シーズンにかぶっている。答申案の10ページ目の継続事業一覧に安心・安全の確保として外国人旅行者が災害発生時に必要な情報を入手できる環境整備サポート体制の構築として、200万円の事業が実施されてきたと書かれているが、どんな事業をどれぐらいされてきたのか。

何百万人という単位で外国人を万博にお迎えする計画をする中で、十分な情報発信や体制整備は、200万円では心もとないのではないかなと改めてこの資料を拝見して感じた。安心・安全に該当する新規事業、環境整備の強化は想定されているのか。

（事務局）

現時点で藤田委員のおっしゃる通り、今回の台風や地震でも外国人旅行者の方もかなり駅等でもお困りのところも報道でも拝見しており、やはりこういった対応も必要かなと思っている。あくまで行政需要で積算しているからといって何もしないというわけではなく、受入環境整備を広げていく中で何か対応できればいいのかなというふうに考えている。

外国人旅行者の方は、災害が起きたとき今どういう状況になっているのか現状がつかめないというのが一番の問題になっているのではないかと我々としては考えており、日本人向けには当然災害情報の発信というものはいろんなところでされているため、危機管理部局と観光情報を発信するところを連携させて、外国人旅行者の方に対して災害情報を発信できる方法はないかと検討しているところ。

ここに記載している200万円は、あくまで宿泊税を使って取り組んでいる内容になっており、コロナ禍において観光部門でお金をかけて取り組むことが難しかったところはある。直近で言うと、お金をかけない形ではあるが、大阪市域のホテルに、有事になった際に、積極的に一時滞在スペースを提供していただくようなスペースを提供してくださいという協定を切り開くような活動に取り組んでいることと、大阪府全体として、危機管理系の情報を発信する大阪防災アプリというものに一元化し、そのアプリは多言語対応もしている。ただ、なかなか旅行者の方にその防災アプリをダウンロードしてもらえない、我々が東京へ旅行した際に、東京の防災アプリをダウンロードしないと思うので、観光局が作成した観光アプリの「DISCOVER OSAKA」というものから、大阪防災アプリに一定繋がるようにはしている。更なる取り組みができないかということで今取り組みを進めているような状況。

（福島会長）

ＮＨＫワールドジャパン（NHK国際サービス）もある。何かあったときにやっぱりテレビを見ると思うので、ＮＨＫワールドジャパンが一番のツールになるのではないか。

　それから観光局は一生懸命やっていると思う。魅力あるまちの一つとしては安全・安心というのは必須、必要条件だと思う。

ずっと言われているように、効果の検証というのが年に一度ホームページで掲載しているということだが、ホームページに載せても誰も見てない可能性もあるので、宿泊税を活用してもっとアピールしてほしい。もう一つは、今、いろんな方、特に民間事業者の方が、この宿泊税の使い道にすごく大きな期待がある。民間事業者は自分のところで受益があるから自分のところで投資しなさいという話はあるものの、観光は非常に受益がわかりにくい。まさにこの宿泊税という税金を使いながら、めざすのは何か、先ほどのまちづくりをやるとか、ホスピタリティを高めるとか。

ぜひ、宿泊税を使って、世界で初と言わないが「日本で初のサービスや施策」を知恵を出してやってもらえたらと思う。その一つとして、やっぱりトイレとゴミ対策ではないかなと思います。

宿泊税は、このように大阪のまちの魅力づくりに貢献している。また、来阪者のお客様にも喜んでいただいているというような「日本で初の施策やサービス」を打ち出し、どこかで発表いただけたらなと思います。

皆さんにご意見を色々お聞きしましたので、本日の会議をまとめると、まず資料1の宿泊税制度については、案２も少し何がしかで残しているということで答申にも書いているので、案１の税率3区分で皆さんご賛同いただいたと思っていますが、皆様よろしいですか。（異議なし）

もう一つ、それから資料2含め、田中委員がおっしゃっていたように、よく書き込んでいただいているなと。委員の皆さんの議論のところなど、きちっと書かれており、特に民間の経済団体や特別徴収事業者の方のご意見等も非常によく書き込まれており、大変素晴らしいものを作っていただいたと思っています。もし何か修正すべきところがあればお聞きしますが、これで答申をさせていただいてよろしいですか。（異議なし）

皆様、ご賛同ありがとうございました。

あと一つ、実施時期が入っていないため、今後の議会等々含めて事務局で考えている今後のスケジュールを教えていただきたい。大阪を世界で有数の観光都市にするんだというような視点で打ち出ししてもらえたら、今回の宿泊税の制度改正の社会的意義も高まるのではないかと思うので、それら含めて事務局の方からご説明いただきたい。

（事務局）

今後のスケジュールについて、本日の会議で答申は概ねご了解いただいたということで、宿泊税に関してもう一度検討会を開催させていただき、最終答申を固めていきたいというふうに考えている。こちらの答申を受け、大阪府としての見直し案を検討し、直近の議会で宿泊税の改正条例の上程をしたいと考えている。仮に９月議会に提出するならば、条例の可決はおそらく10月半ばぐらいになろうかと思うが、その後税制度の改正をするため、総務省とこの改正案について協議をしていくということになる。総務省協議がどれぐらいで整うかというのははっきりとわからないが、これまでの協議の期間であれば、概ね3ヶ月から4ヶ月ぐらいということになるため、早ければ年内もしくは年明けぐらいに総務省との協議が整うということになる。そこから事業者の方や観光客の皆さんに告知・周知期間を入れて、新たな宿泊税制度を開始するという流れになろうかと思っている。あくまでも総務省協議等の時間もあるので確定はできないが、最速では、令和7年の秋頃からというふうにお考えいただければと思う。

（福島会長）

実施時期は行政の判断になるので、事務局におまかせする。本日の会合について、議題は以上ですが、他に特にないようであれば、これをもって第4回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議を終了させていただこうと思います。皆様方には、ご協力頂きお礼を申し上げます。

最後に次回、第5回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議は、「公開」とさせていただきたいが、皆様如何か。（異議なし）

では、次回は公開とさせていただく。

（事務局）

それでは、第4回大阪府観光客受け入れ環境整備の推進に関する調査検討会議はこれを持って閉会とさせていただく。